

鉄くずとして出せないもの（禁忌品）の例

危険物（鋭利な刃のついたもの、先の尖ったもの、引火・爆発の恐れのあるものなど）

包丁	ナイフ	はさみ
		
鎌	釘	のこぎりの刃
		
画びょう	カッターの刃	針（裁縫用など）
		
ガソリンの携行缶	ドリルの刃	ナタの刃
		
つるはし	カンナの刃	斧（おの）の刃
		
ノミの刃	スプレー缶	カセットボンベ
		

※包丁、ナイフ、はさみ、鎌、釘、画びょう、針などは、紙などに包んで「燃やせないごみ」に、つるはし、ガソリン携行缶など袋に入るときは「燃やせないごみ」に、袋に入らない大きなものは「大型ごみ」に出して下さい。

※スプレー缶、カセットボンベなどは危険物なので、穴などは開けずに、「有害ごみ」に出して下さい。

お問い合わせ先：公益財団法人ちとせ環境と緑の財団 事業課資源振興係

電話 0123-26-1213 FAX0123-22-1118